

第三者評価結果

事業所名：川崎市南部地域療育センター

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 個別支援の場面では、子どもの意向や自己決定を尊重し主体的な活動を引き出しています。子どもにさせたいことを押し付けるのではなく、子ども自身が選んだことを主体的に行えるようにしています。欲しい時には「ちょうだい」と言えるように促したり、自分の希望する物を選ぶように、イラストやカードを用いて「どっちにする？」と問いかけています。集団の場面では、本人の「やらない」という意思や、「イヤ」という拒否の表現も大切にしています。子どもが集まっている場所が「イヤ」であれば、部屋の端や、窓つきの段ボールの仕切りの向こうから、皆の姿を見ているだけでも本人なりの参加の仕方として尊重しています。今後に向けては、経験年数の浅い職員の専門性の向上を目指しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 権利擁護の意識の徹底に向けては、年1回、全職員が「セルフチェックシート」による振り返りを行っています。これを権利擁護委員会が取りまとめ、掲示・回覧しています。各係会議では毎年、「川崎市子どもの権利に関する条例」の読み合わせも行っています。障害者の虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進の義務化に向けては、昨年度、虐待防止・身体拘束等適正化体制検討委員会を月1回実施し、「虐待対応マニュアル」の改訂と、「身体拘束等適正化指針」の策定に取り組みました。今年度は同委員会を中心に、身体拘束等の適正化や虐待防止の新たな仕組みについて全職員を対象に職員研修を実施しました。通園の園長は今後、権利侵害の防止に向けて、日々の様々な支援場面の対応について、身体拘束にあたるかどうかを細かく整理し、職員への周知徹底を図る意向です。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 療育においては、着脱、排泄、食事など生活習慣の自立に向け、個々の発達状況や障害特性、家庭力に応じた個別支援を行っています。年長児で年齢や発達に応じた適切な食事が与えられていない場合などは、親の養育能力も勘案し、当面の目標を「園に通ってくる」とし、就学に向けて支援を組み立てています。子どもが自力でできる場所は、見守りの姿勢を基本としています。保護者から「子どもにさせず、(自分が)靴をはかせてしまう」などの相談では、保護者が自信を持って子どもを見守ることができるよう支援しています。家族支援では、保護者が「できた」ことを実感し、子どもの見守りや関わりに自信を持てるように、子どもの特徴を伝えつつ、園での職員の関わりを見てもらったり、具体的関わり方のヒントを助言するよう心掛けています。高い専門性を要する保護者支援については職員の専門性の向上と一層のスキルアップが課題であると考えています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 療育の中では子どもの心身の状況に応じたコミュニケーションに努めています。一日の流れを写真で示す、三輪車や絵の具など遊びの内容をイラストで示す、下駄箱や活動に使用する部屋に動物のマークを表示する、など個々の子どもの状況に応じた表示や手段を工夫し、コミュニケーションの助けとしています。重症心身障害児については、保護者からの助言も得ながら目の動き、首の動き、表情や反応などでyes、noなど本人の意思や気持ちの理解に努めたり、風、氷の冷たい感触、やきそばやホットケーキの匂い、風鈴の音など五感を通じたコミュニケーションの工夫をしています。保護者に対しては、クラスだよりにルビを振るほか、ローマ字で表示する場合もあります。必要に応じて市の通訳ボランティアの派遣を依頼し、入園時の生活状況の聞き取りや外来診療の際の専門用語への対応にも万全を期しています。外国籍の保護者とのコミュニケーションに備え、音声翻訳機も用意しています。</p>	

【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b
--	---

<コメント>
通園部門では、保護者が話をしたい時、職員に話せる機会は、個別面談、電話、連絡帳、家庭訪問などがあります。年3回の定例の面談のほか、保護者が連絡帳で「話をしたい」と希望する場合には、早朝や、活動終了後の時間帯を利用し面談を行っています。保護者の様子が気になる場合は担任等から声をかけて面談を行うこともあります。また、欠席が続いているケースや、親子通園の日にのみ欠席するケースなどについては、通園の職員とケースワーカーで家庭訪問を行い、保護者の通園への思いを傾聴する機会としています。1～3ヶ月に1回、クラス単位で行う懇談会では、親同士のフリートークの中、子どもの言葉の遅れなど共通の悩みも話されており、園長、担任、主任、アドバイザーなどが同席しています。土曜日の家族参観日に父親懇談会も開催しました。高い専門性を求められる保護者支援については、職員の更なる専門性の向上が課題であるとの認識です。

【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
--	---

<コメント>
各クラスでは個別支援計画に基づき、個々の子どもに応じたプログラムを工夫しています。毎日の個別課題では、1～3つの課題から本人が自由に選び遊べる様に工夫をしています。運動が好きなお子、制作が好きなお子など、子どもによって好みや得意なメニューは様々ですが、苦手なことを1日続けることは困難なため、活動メニューに変化をつけ、午前に苦手な活動を行えば、午後には好きな活動をするなどの工夫をしています。各クラスではクラス担任が個別支援計画を踏まえた集団プログラムを立案しています。コロナ禍においても経験の拡大をねらいとして、夏祭りや運動会など季節の活動も取り入れました。夏祭りは、夏祭り週間を設け、クラスごとに金魚釣りごっこやおみこしづくりをしたり、親子で運動会ごっこをするなど、取組に工夫を凝らしました。保護者にはクラスごとに毎月のおたよりでプログラムのねらいなどを発信しています。

【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
---	---

<コメント>
療育センターの強みを活かした多職種連携の下、個々の発達や障害特性に応じたサービス提供に努め、研修等による専門性の向上を目指しています。市内4ヶ所の地域療育センターの合同研修会ではzoomでの研究発表大会を開催し、各センターの通園、地域支援、外来診療の各部門から職員が参加し、特別支援学校の校長を助言者に迎えました。研究発表では、居宅訪問から通園につなげた保護者支援の事例などが提出されました。今後センター間で職員や主任の交流研修も予定しています。園内研修では全7クラスが毎月順番に主催し、準備に時間をかけず午後の1時間で、てんかんや障害などクラスに応じたテーマを決めて実施しています。園長を助言者とし、クラスを越えたグルーピングで意見交換を行っています。ロールプレイによる研修では職員役、子ども役などを体験し、子ども役からは「職員が声をかけてくれたのがうれしかった」などの感想も聞かれました。

A-2-(2) 日常的生活支援	第三者評価結果
-----------------	---------

【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	a
---	---

<コメント>
個別支援計画に基づく生活支援を行っています。食事の時間は栄養士が巡回し、子どもの摂食状況を確認しています。年1回、栄養士は嗜好調査を行い、献立に反映させると共に、集計結果を保護者にフィードバックし、子どもが家庭で食べない食品を食べられるようになるきっかけづくりとしたいと考えています。保護者からは偏食等の相談を受け、個々に応じた食事の提供の仕方や、とろみのつけ方などを助言しています。食事は咀嚼・嚥下の発達などの状態に合わせた形態食を提供しており、医師、OT、PTとの連携の下、栄養士、保育士が保護者と相談をして決めています。肢体不自由のある子どもへの支援では、移動や排泄時の手すりの使用や、車いすの使用、送迎時のリフト付きバスの乗降を支援しています。トイレトレーニングについて保護者から相談を受け、排尿の間隔をつかみ時間誘導することや、好きなキャラクターやシールを用いた動機付けの方法などを助言しています。

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
--------------	---------

【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
---	---

<コメント>
センター内は明るく、各クラスの部屋のほか、プール、ホール、兄弟保育室、スノーズレン室など多様で快適な療育環境が整備されています。スノーズレン室は、カーテンで遮光した薄暗い部屋に音や光や触覚などを刺激するスノーズレン専用の装置や道具を配置し、心地よい刺激を受けたり、光や音楽などでリラックスする活動専用の部屋として整備しました。各クラスの部屋は、毎年子どもの状況に合わせてパーティションの配置の見直しにより広さなどを調整し、活動しやすいように環境を整えています。職員は、子どもが降園後、園内の施設をしながらチェックリストを用いて安全点検を行い、壊れたおもちゃや破損箇所等の有無を確認しています。職員は、園内の清潔を保つため、遊具使用ごと・12時・降園後に園内の消毒を行い、事務所では10時、12時、15時、電話使用時に消毒を行うなど、センター全体で清潔を保ち、感染症の防止に努めています。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント>	
事業所には、専門の療育機関として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士の有資格者が配属されており、利用者に必要な機能訓練・生活訓練を行っています。通園部門では個々の利用者の障害の状況に応じて、専門職の指導のもと、利用者が主体的に訓練が行えるように工夫しています。具体的には、日常生活に欠かせない食事の際の姿勢や食事の仕方など、その子どもに合った動きができるように支援をしています。「トランジションカード」(事業所では、利用者の次の活動を分かりやすい文字や絵で説明したカードを活用しています)を使用して、子どもが主体的に動けるように支援をしています。定期的なモニタリングと個別支援計画の見直しにより、利用者の変化に応じた適切な支援に努めています。個別支援計画は、定期的な見直しと共に、子どもの変化に応じた随時の見直しも行っています。	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント>	
事業所には医師や看護師が配属されており、利用者の健康管理について専門的な対応が行われています。看護師は、利用者の登園後等にラウンドして個々の利用者の様子を観察し、体調管理をしています。家庭とは連絡帳の活用や来所時のコミュニケーションにより情報交換をして連携をとるとともに、定期的に「ほけんだより」を発行して健康面での情報提供をしています。年2回の健康診断の際には、必要に応じて同伴の保護者に説明する機会を設けています。利用者の主治医とは、意見書をもとにして適切な健康管理を行うなどの連携をしています。「健康管理マニュアル」を整備しており、標準的な対応について職員間で共有しています。健康管理に関する研修は、入職時研修等の内部研修や医師等からの個別指導により行っています。また、市内4ヶ所の療育センター合同の研修が開催され、適切な健康管理ができるように努めています。	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b
<コメント>	
療育の専門機関として、医療的支援の実施についての考え方は、事業計画書の中で明確となっています。個々の医療的支援は、医師による「医療ケア指示書」に基づき、配属されている看護師が実施しています。具体的には適切な服薬の管理やアレルギー疾患のある利用者への対応があります。アレルギー対応としての除去食の提供では、主治医の指示書に基づき、看護師、管理栄養士、委託の給食業者、保育士等が連携しています。また、利用者の障害の状況に応じて個別に適切な食形態にする等の安全管理体制が構築されています。通園部門での通園バスによる送迎時には、医療的ケアが必要な利用者には、個々の利用者に対応した「指示書」が用意され、緊急時の安全管理に備えています。	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<コメント>	
事業所では、利用者や家族が「家庭や地域で安心して過ごすことができるように」支援をしています。事業所内で理美容の支援をする「カットボランティア」は、利用者が地域の理美容院に行くことができるようにするというねらいもあります。事業所内で実施している季節行事の「夏祭り」には、地域の方を招待して交流をしています。また、夏祭りの「お店屋さんごっこ」は利用者の社会参加の訓練になっています。ハロウィンには、衣装を作って着て記念撮影をするなどを通して地域での活動につながるようにしています。今年はコロナで中止になりましたが、毎年交流のある学校の生徒が来所して「わくわくコンサート」を開催しています。定期的に保護者学習会を開催し、利用者の社会参加を保護者と一緒に考える機会にしています。	

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 地域生活に必要な社会資源としての訪問看護事業所、児童発達支援事業所、地域みまもり支援センターなどの利用をコーディネートしています。職員は保護者の意向と希望を踏まえて、利用者が通園している保育所、幼稚園を訪問し、情報交換や専門的なアドバイスをする等により、利用者の地域生活への移行を支えています。具体例として、理学療法士が活動しやすい姿勢についてのアドバイス、作業療法士が食形態や介助方法についての専門的なアドバイスをしています。要保護児童対策地域協議会でのカンファレンスに参加し、関係の事業所と意見交換や連携をして利用者の生活を支えています。医療的ケアや配慮が必要な利用者が安心、安全に通園ができるよう、主治医等関係機関と連携をしています。	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 個別支援計画の作成に当たっては、家族の意向を尊重して理解を得、支援を行っています。家族とは年2回の個別支援計画作成時とモニタリング時に個別に話をする機会を設け、その他必要に応じて面談するなど家族と連携し、支援をしています。通園部門では、全体の保護者連絡会やクラスごとの懇談会を開き、定期的に報告や意見交換を行っています。利用者の日常生活は連絡帳を活用し、家庭での生活やセンターでの様子を連絡し合い、情報共有しています。保護者からの記載内容によっては、電話連絡をしたり、面談の機会を持つなどきめ細かな支援につなげています。家族支援のための「保護者講座」をセンターの医師、各療法士、心理士、ソーシャルワーカー等の専門職が講師になって開催しています。年6回の定期開催で、子どもの発達支援のための講座となっています。緊急時対応マニュアルや緊急連絡網を整備し、利用者の体調不良や急変時を含め、緊急時に適切に対応できるように備えています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> 子どもの発達過程や適応行動等の状況を踏まえた個別支援計画を作成し、個別支援を行っています。通園部門では、子どもの発達状況を捉えながらクラス活動プログラムを作成し、個別活動と集団活動を組み合わせて実施しています。クラスだよりには月ごとのプログラムと活動のねらいを掲載し、保護者との連携、協力のもとで活動しています。プログラムに基づいた活動を担任間で振り返りをして次のプログラムを作成し、常に子どもの発達状況に応じた活動になるようにしています。子どもが通っている学校、保育所、幼稚園等を訪問し、情報共有や連携をして支援をしています。各療法士、心理士、ソーシャルワーカー、保育士は保育所等に訪問して、利用者適切な対応が取れるように専門的なアドバイスをしています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
<p>【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。</p>	
<p><コメント></p>	
<p>評価外</p>	
<p>【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。</p>	
<p><コメント></p>	
<p>評価外</p>	
<p>【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。</p>	
<p><コメント></p>	
<p>評価外</p>	